

第6章 環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進

1. 現況と課題

18年10月現在の本県の土地利用の現況は、森林が31.5%、農用地25.6%、宅地15.5%となっており、全国と比較すると、農用地の割合が2倍、宅地の割合が3倍と高い反面、森林の割合は2分の1以下と少なくなっています。

宅地等の都市的土地利用の多くは、高度経済成長期以降の沿岸の埋立や、森林、農用地等の自然的土地利用からの転換によるものですが、本県の土地利用は、首都圏の他の都県と比較すると自然的土地利用の割合が大きくなっており、多種多様な動植物を育む自然環境や美しい景観も多く残されています。

高度成長期やバブル景気時に比べると、近年は、森林・農用地から宅地等への土地利用の転換は減少してきており、人口増加から人口減少への時代転換を踏まえると、今後もこの傾向は続いていくと思われます。

しかしながら、経済のグローバル化、産業構造の変化や高齢化の進展といった経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大や荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化等、有効な利活用がされていない土地が増加しています。

また、開発等により生じた自然環境の減少・

劣化、産業廃棄物の不法投棄、建設発生土の不適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等、環境保全上、解決しなければならない課題も数多く生じています。

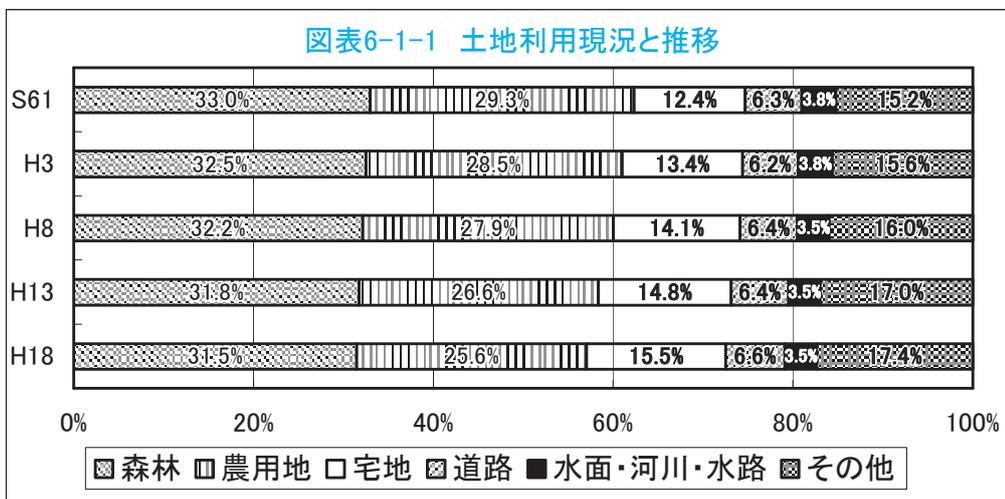
県土は、限られた資源であり、本県の持つ豊かな環境や美しい景観を将来にわたって県民が享受できるようにしていかなければなりません。このためには、健全な自然の物質循環を維持するとともに、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、良好な景観の保全など多面的な機能を有する自然との共生を図るため、農用地・森林等の保全・再生に取り組み、集約型都市構造への転換を図るなど、地域が個性や特色を活かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土の利用を進めていくことが必要です。

2. 県の施策展開

千葉県では、県における総合的・計画的な土地利用を確保するため、国土利用計画法に基づき、20年7月に「千葉県国土利用計画（第4次）～県土のランドデザイン～」を策定し、庁内横断的に取り組んでいるところです。

この計画のひとつの特色として、県土の約6割を占め、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観づくりなどに大きな役割を果たす森林・里山・農地を保全し、有効利用を進めるとともに、都市の緑の保全・創出に重点を置いたことがあげられます。

なお、農用地、森林等の保全など、具体的取組については、第2章、第3章を参照願います。



<参考>
 全国（H18年）

森林	66.4%
農用地	12.6%
宅地	4.9%
道路	3.5%
水面・河川・水路	3.6%
その他	9.0%

出典：土地利用現況把握調査(県企画調整課)

第2節 環境影響評価制度等の充実

1. 現況と課題

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、一定規模以上の開発事業を行う事業者が、事業の実施に先立って、事業予定地やその周辺地域の環境の現況について十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を適切に予測・評価するとともに、その過程と結果を広く公表して県民や行政機関などの意見を聴き、これらの意見を踏まえた環境保全措置を検討するなどして、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ回避、低減するようにしていくための重要な仕組みです。

県では、昭和55年12月に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して環境影響評価に関する手続を定め、開発事業の実施により環境に影響を及ぼすと認められる地域内の県民等の意見を踏まえた事業者指導を行い、環境悪化の未然防止と自然環境の保全に努めてきました。

その後、9年6月に「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価の手続が確立したことを踏まえ、県においても指導要綱を見直して「千葉県環境影響評価条例」を10年6月に制定し、法と合わせ、11年6月に施行しました。

さらに、一定規模以上の宅地開発や東京湾臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地については、環境影響評価制度の対象とならないものも、環境保全に関する事前審査を行い、地域の環境保全に努めています。

このように県では、環境影響評価制度の的確な運用に努めているところですが、現在行われている環境影響評価制度は、事業の枠組みが決定した後の実施段階で行われる手続となっているため、計画内容の見直しが弾力的に行われづらいという課題があります。

より柔軟な環境配慮を行うためには、事業の実施段階に先立つ計画策定段階で環境影響評価

を行うことへの取組を進めることが求められています。

(1) 環境影響評価法の概要

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を対象として環境影響評価手続を定めています。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は以下のとおりです。

ア 第二種事業についての判定（*スクリーニング）

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」よりも一定の範囲で規模が小さい「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を受けます。

イ 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の手続（*スコーピング）

事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法を記載した方法書を縦覧します。方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見、学識経験者等で構成される環境影響評価委員会の答申を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べます。

ウ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を縦覧し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べます。

エ 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書に対して、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で縦覧します。

(2) 千葉県環境影響評価条例の概要

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めています。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様ですが、事業計画概要書に関する手続が行われる点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが免許等を行う者ではなく知事である点などが法の手続と異なっています。

また、条例により法の手続に付加される手続として、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面（見解書）の縦覧、環境影響評価委員会への諮問、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの規定が設けられています。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則や環境影響評価技術細目等を制定し、条例と併せて運用しています。

(3) その他開発行為に伴う事前審査について

県内で 10ha 以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「千葉県宅地開発事業指導要綱」などに基づき関係部局へ協議することになっています。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなります。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるよう指導し、環境の保全に努めています。

2 県の施策展開

(1) 法及び条例に基づく環境影響評価実施状況

19年4月から20年9月における、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続が行われた事業は以下の6件となっています。それぞれの事業に対する知事意見はホームページに掲載しています。

また、事業を実施している事業者から事後調査報告書が適宜提出されました。

ア. 法対象事業（対象事業の種類・規模・手続状況）

○一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）建設事業（一般国道の新設・道路の長さ約 18.5km・評価書手続終了）

○君津共同発電所 6 号機増設計画（火力発電所の変更・出力 115.29 万 kw（15.29 万 kw を新設）・方法書手続終了）

○JFE 千葉西発電所更新・移設計画（火力発電所の変更・出力 53.7 万 kw（25 万 kw 級を新設、8.3 万 kw を廃止、14.9 万 kw を移設）・方法書手続中）

イ. 条例対象事業

○船橋市北部清掃工場建替事業（廃棄物焼却等施設の新設・処理能力 432t/日・方法書手続終了）

○君津環境整備センター増設事業（廃棄物最終処分場の変更・増設埋立面積 3.5ha（合計 8.8ha）・準備書手続中）

○(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業（廃棄物焼却等施設の新設・処理能力 212t/日・準備書手続中）

(2) その他開発行為に伴う事前審査実施状況

19 年度は千葉県宅地開発事業指導要綱に基づき事前審査が行われた事業はありませんでした。

(3) 計画段階環境影響評価制度の導入

20年4月から、「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」に基づく計画段階環境影響評価制度を導入しています。

この制度は、県が実施する大規模な事業について、事業計画の策定段階において環境影響評価を行うものです。

20年9月現在、対象となる事業計画はありません。

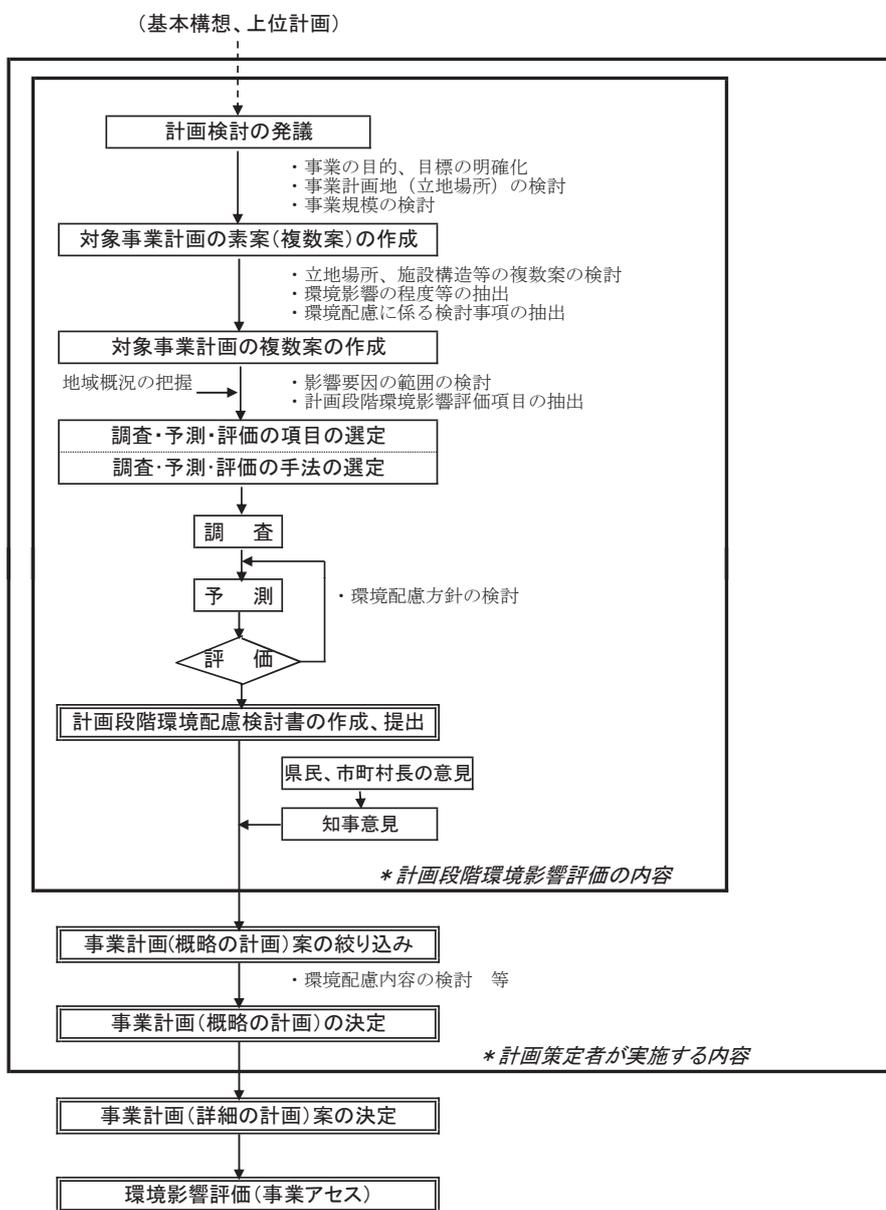
〈制度の特徴〉

- 現行の環境影響評価が原則として事業の実

施段階で行うのに対し、計画段階環境影響評価は計画の策定段階で行います。複数案の比較評価を行い環境保全のあり方を検討することにより、計画がより環境に配慮したものになります。

- 県が策定する計画を対象としています。市町村、民間事業者等が策定するものについては、申出により、この制度による手続きを行うことができます。
- 実施手順は、図表 6-2-1 のとおりです。

図表 6-2-1 計画段階環境影響評価の手順



第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 現況と課題

(1) 環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題への理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく提供されることが重要です。

また、環境問題への関心が高まる中で、県民や事業者等から、廃棄物やエネルギー、化学物質など様々な環境情報の提供を求められるようになっており、正確な情報が迅速に提供されなければなりません。

県では、県のホームページや広報紙等への掲載をはじめ、環境白書の発行やパンフレット等の作成・配布などにより、様々な環境情報の提供を行っています。

しかしながら、環境については、対象となる分野が広く、多くの行政機関により施策・事業、多様な主体による取組が行われているため、情報が点在してしまいわかりづらい状況があります。

このため、環境に関する情報を体系的に収集・整備し、正確な情報を迅速に、また、対象者に応じて具体的にわかりやすく提供していくことが必要です。

(2) 調査研究体制

環境をめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、環境の現況を的確に把握する監視・観測、環境汚染の現象とメカニズムの解明、科学的な知見に基づく将来予測、調査技術の開発等、幅広い分野における調査研究が重要です。

千葉県では「環境研究センター」を中心に、時代の要請に応えながら、大気汚染の実態把握とメカニズムの解明、航空機騒音常時監視システム開発への参画、海域・河川・湖沼の水質汚濁メカニズムの解明、地質汚染機構解明の調査手法の確立、廃棄物焼却灰溶融スラグの資源化や廃棄物の適正処理技術の調査研究、ダイオキシン類などの化学物質の環境影響の調査研究などに取り組んできました。

また博物館等による調査研究や情報の蓄積は、県の自然環境の理解や野生動物の保護などに大きく役立てられています。

今後は、地球温暖化や生物多様性に関する新たな課題に取り組むとともに、近年の複雑多様化した環境問題に適切に対応するために、大学を始めとした外部研究機関や県の他の試験研究機関との連携強化など、調査研究体制の整備・充実が求められています。

また、環境問題に対する県民や事業者等の主体的な取組を支援するため、専門性を有する研究機関のちからを活用して、公開講座の開催や研修会等への講師派遣を行うなど、県民へ情報提供を積極的に行っていくことも重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境情報の提供

ア インターネットによる情報提供

県では大気環境や水質環境等の直近及び過去の環境測定結果、環境関連法の手引きや環境関連条例等、その他大気、自動車公害、水質、廃棄物、自然保護・生物多様性、地球環境、環境学習、化学物質等の関係情報をホームページで提供しています。

○ ちばの環境インフォメーション

千葉県ホームページ：www.pref.chiba.lg.jp⇒【環境】

イ 環境白書

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を県民に公表するため、46年以降毎年、千葉県環境白書を刊行しています。

白書については、学校・図書館等に配布するほか、(財)千葉県環境財団及び県庁中庁舎地下1階書店で一般販売を行っています。

またホームページでも提供しています。

ウ 文書館環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書が閲覧できるようにしています。

また一部資料については文書館で有償頒布も行っています。

エ その他

適宜、事業や制度等について解説したパンフレットを作成し、配布しています。

(2) 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

ア 環境研究センターにおける調査研究の推進
千葉県では、大気、水質、地質、廃棄物及び化学物質に関する研究機関として公害研究所、水質保全研究所及び廃棄物情報技術センターを昭和43年から順次設置して各種調査・研究を行い、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害や廃棄物の適正処理に関して行政機関等と連携して対処してきました。近年の良好な環境質を求める動き、大気、水質及び地質の全ての環境質を循環して汚染する有害物質や地球環境問題など複雑、多様化する環境問題に対応するため、13年度に上記3機関を統合しました。

(ア) 環境研究センターの各研究室

環境研究センター各研究室内の概要と19年度の主な研究等の概要は次のとおりです。

(注：20年度から、大気環境研究室及び自動車排気ガス研究室は統合して大気環境研究室となり、廃棄物研究室及び化学物質研究室は統合して廃棄物・化学物質研究室となりました。)

19年度の詳しい研究成果は「千葉県環境研究センター年報」で報告しています。

a 大気環境研究室

大気環境研究室では、大気汚染、悪臭、環境放射能に関する調査研究を行っています。

図表 6-3-1 19年度研究概要(大気環境研究室)

課題名	研究等の概要
大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散	高濃度オキシダント発生の原因を究明するため、国立環境研究所と他の自治体との共同研究に参画し、広域的光化学オキシダント汚染に関する基礎解析としてオキシダント及び浮遊粒子状物質の解析を行った。
ガス状汚染物質調査	石油化学コンビナート周辺における有害大気汚染物質の濃度レベルや経年推移を把握するため、13年度以降、センターが開発した連続測定機での環境濃度の測定を継続。また、大気汚染評価の基本となる常時監視における測定機の精度を管理することを目的に研究を行い、オキシダント計については濃度の校正を行うためのGPT(気相滴定)法による装置を作成した。

浮遊粒子状物質共同調査	昭和56年度以降、関東粒子状物質共同調査を1都9県5市(18年度)で夏期・冬期に共同実施してきた。また、大気保全課に協力し、有害化学物質大気環境調査として、大気中に粒子状物質として存在する重金属類等6種及び水銀について県内7地点で調査を継続実施した。
大気汚染発生源調査	「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん及び有害物質等の排出基準、排出抑制基準等に係る立入検査を行った。また、新たに平成18年度から規制対象となった揮発性有機化合物及び未規制の有害大気汚染物質の発生源と考えられる工場についても排出実態、排出抑制対策について調査研究を実施した。
立入検査等	①「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設：7事業所(7施設) ②「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類特定施設：3事業所 ③揮発性有機化合物：2事業所(4施設) ④有害大気汚染物質アクリロニトリルを対象とした発生源(ABS樹脂製造施設)調査：2事業所(夏期及び冬期)
環境放射能調査	実態を把握・監視するため、文部科学省が実施する環境放射能水準調査に参加し、本県における食品、土壌、水道水、雨水等日常生活に關係のある各種環境試料中の放射能等を継続測定した。

施策

b 自動車排気ガス研究室

自動車排気ガス研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態の解明、自動車交通流の円滑化に関する調査研究を行っています。

図表 6-3-2 19年度研究概要(自動車排気ガス研究室)

課題名	研究等の概要
DEP汚染実態解明	汚染実態等を解明するため、14年度から18年度まで柏大津ヶ丘自動車排出ガス測定局周辺において実施した「道路沿道周辺環境調査」のデータを解析し、DEP汚染等についての取りまとめを行った。
自動車交通流調査	自動車交通流とNOx等大気汚染物質排出状況の関係を考慮した上で、自動車排出ガス測定局のデータから広い範囲の道路沿道地域の環境濃度を推計し、環境基準の達成状況等について検討するため、シミュレーション・モデルを構築し、モデル地域である大津ヶ丘自排局及び大島田交差点でのNOx汚染状況の評価を行った。
微小粒子影響調査	健康影響の懸念される微小粒子については、「PM2.5(粒子径が2.5µm以下の粒子)」を対象に野田地域の一般環境及び道路沿道地域での測定を継続するとともに、より微小な「ナノ粒子(粒子径が100nm以下の粒子)」の道路沿道地域における実態を把握するための予備調査を行った。

c 騒音振動研究室

騒音振動研究室では、航空機や自動車等から発生する騒音振動に関する調査研究を行っています。

図表 6-3-3 19 年度研究概要(騒音振動研究室)

課題名	研究等の概要
自動車交通騒音調査	大気保全課が毎年度実施している自動車騒音の常時監視によって得られた騒音データについて検討を行い、渋滞による騒音の低下から渋滞の有無の判断方法、除外音処理の改善、データのばらつきと除外音の多少に関する知見を得た。
低周波音調査	自動車を対象とした低周波音の基礎データの収集を行い、道路端では車両通行時の風圧の影響により 1～2Hz の低周波音が卓越することや自動車から発生する低周波音の主な周波数帯は 10～80Hz であること、大型車(車両総重量 8 t 以上及びバス)から発生する低周波音が大きいことなどを確認した。

d 廃棄物研究室

廃棄物研究室では、廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っています。

図表 6-3-4 19 年度研究概要(廃棄物研究室)

課題名	研究等の概要
廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究	減量化・再資源化手法のひとつである熔融スラグについて製品としての利用を拡大することを目指し、さらなる品質の安定化のためにスラグの原料となる可燃ごみの成分分析を行い、スラグ中に含有される重金属類の由来を推定する調査を行った。さらに、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄物の量・質の変化や処理事業における問題点の抽出・検討を継続して実施した。
廃棄物の適正処理技術に関する調査研究	6 年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としてボーリング調査を引き続き実施した。同時に廃棄物層を非破壊探査する手法の有効性を検討するために電気探査法や電磁探査法を適用して調査を行った。また、各処分場に観測井を設置して、廃棄物層内の水の挙動を把握するとともに、観測井の水を定期的に採水・分析することで廃棄物の安定化に伴う水質変化について調査した。さらに、県内各処分場における水処理方法の最適化に向けて基礎データの収集を進めた。新たに水生生物を指標として最終処分場の環境影響を評価する目的で、処分場周辺の水生生物の現状調査と指標生物の検討を開始した。
廃棄物の不法投棄対策	投棄箇所を水系図や地質図上に示して環境影響リスクを推定するための基礎資料を作成した。

e 化学物質研究室

化学物質研究室では、ダイオキシン類を中心として化学物質に関する調査研究を担当し、環境汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等について調査研究を行っています。

図表 6-3-5 19 年度研究概要(化学物質研究室)

課題名	研究等の概要
ダイオキシン類調査	常時監視事業の中で環境大気、環境水等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行った。水質環境基準を超過した下手賀沼については原因調査を行った。
立入検査等	18 年度に引き続きダイオキシン類対策特別措置法に定められた排出ガス特定施設を有する工場・事業場の立入検査を実施した。また、排水・排出ガスの立入検査結果におけるダイオキシン類同族体、異性体の濃度データをデータベース化し、環境での異常値検出時などにおいて参考にする発生源データとして整備した。
ダイオキシン類以外の化学物質調査	公共用水域の水試料を始めとした様々な試料について、補集法・分析法の検討・開発を行った。新しい分析手法として環境省から液体クロマトグラフ/質量分析計の貸与を受けて化学物質の分析法の開発に取り組み、県内公共用水域の実態調査を行った。さらに、化学物質の環境モニタリング手法の一つとして、イムノアッセイ法、DNA マイクロアレイ法等の生物学的手法を用いた方法についての検討を行った。

f 水質環境研究室

水質環境研究室では、公共用水域(海域・河川・湖沼)についての調査研究、および事業場排水、生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っています。

図表 6-3-6 19 年度研究概要(水質環境研究室)

課題名	研究等の概要
湖沼に関する研究	プランクトンの同定・計数を迅速、効率よく行える汎用性のある画像解析処理システムの開発を行った。センター内プロジェクト研究として「印旛沼をモデルとした特定流域圏における環境改善と再生に関する研究」を中心となって遂行し、報告書を作成するとともに、関連部署に対して印旛沼流域水質保全施策策定に向けての提案を行った。個別研究としては、精度の高い汚濁負荷原単位値を算定し、水質予測計算等から効果的な対策について考察した。また、印旛沼・手賀沼とその流域に関する情報を必要に応じてだれでも活用できるように、整理・解析を行った。さらに、印旛沼流域水循環健全化会議に専門家委員として参画し、水田による窒素除去効果調査等、各種みためし行動において調査の実施やワーキンググループにおける助言等を行った。

図表 6-3-7 19 年度研究概要(地質環境研究室)

河川に関する研究	前年度に引きつづき窒素類濃度の高い河川について水質調査及び背景調査を行った。その結果、上流部に畑作地帯を持つ河川で硝酸性窒素濃度が高い傾向がみられ、土地利用形態との関連が推察された。
海域(東京湾)に関する研究	赤潮・青潮の発生状況に関する調査を行った。また、海洋プランクトンの同定・計数を迅速、効率よく行うために、画像解析法を用いた海洋プランクトンの計測技術の構築を行なった。
水辺生態系に関する研究	印旛沼、手賀沼、三番瀬等について、委員会あるいは事務局の一員として参画した。
事業場排水処理技術とその対策	パーキングエリアの厨房排水を酵母処理した水を対象に、各種凝集剤を用いて凝集膜ろ過の実験を行い、りん等の除去に最適な凝集剤の注水量を確認した。
事業場排水の調査・指導	ガラス製造業の事業場においてカドミウムの排水基準値を超過したので、その場内及び排水系統を調査した。フッ素の基準値を超過した金属製品製造事業場とめっき事業場において調査した。さらに、ジクロロメタン、フッ素がたびたび超過するアルミ表面加工事業場においてその実態を調査した。また、水産食料品製造業事業場においてリンの基準超過の原因調査を行い、対策について指導を継続した。
生活排水対策	モノアルキルリン酸塩を洗浄成分として使用しているボディシャンプーを純水および環境水に溶かした時の、陰イオン界面活性剤の分解過程およびりんの形態の経時変化を調査した。また、洗車排水の調査として市販のカーシャンプー等自動車用品6種について、COD, T-N, T-Pの負荷量を調査し、洗車場排水(2箇所)の水質調査を実施した。
その他	化学物質環境汚染実態調査(環境省委託)、分析委託機関の精度管理、環境学習、国際協力等の啓発事業を行った。

g 地質環境研究室

地質環境研究室では、県土の地質環境の特性を把握し、地盤沈下や地下水汚染、液状化一流動化などの地質災害を予防し、持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源や大地を利用していくための地下水盆管理、地震などの地質災害の低減、地質汚染の除去と予防、地質環境情報整理・地質環境教育などを中心に調査研究を行っています。

課題名	研究等の概要
地下水盆管理に関する調査・研究	地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムによる観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表した。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を継続したほか、自噴井の地下水圧の連続観測も継続した。雨水浸透柵による地下水の涵養実験を下総台地で行っており、浸透柵設置時の方が、地下水位が高くなるという基本的な効果が明らかになった。一方、近年九十九里平野中部でも見られるようになった上ガスについて、その分布を東金市、大網白里町、九十九里町において調査し、広範囲に見られることが明らかになった。
地層の液状化一流動化に関する研究	昭和62年の千葉県東方沖地震の際に液状化一流動化した場所で、高密度の簡易貫入試験とオールコアボーリングにより被害地の地質環境の把握を行い、利根川下流低地の埋立地の堆積状態と液状化一流動化被害との関係が明らかになった。
強震動に関する研究	地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、18年の観測記録をとりまとめた。これらの観測記録をもとに表層地質と地震動との関係や長周期地震動について解析、検討を進めた。さらに、強震動波形データベース利用希望者にデータ収録CD-ROMを配布した。
地質汚染に関する調査研究	県内市町村での地質汚染問題に対処するために、調査対策を実施する事業者(市町村等)に対して地質構成や水文地質構造など原因究明及び浄化対策に係る研究情報を提供するとともに、具体的な技術指導を行った。
関係市町村に対する技術的指導	19年度は、関係市町村に対し有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行った。また、ガソリン等の油類による地質汚染現場の機構解明と浄化対策の立案に向けた技術協力を行った。さらに、硝酸性窒素による地下水汚染では、海匠地区での水質保全課実施調査に協力し、地下水の流出機構を解明した。また、汚染機構を解明した香取地区においても継続して観測した。印旛地区でも重点課題の一部としての調査を進めた。
残土石埋立地における地質汚染及び災害を防ぐための調査研究	埋立・盛土の立地予定地の現地調査等の技術的援助を行い、これらのデータの蓄積により適正立地のためのモニタリング手法や跡地利用についての検討を行った。19年度は、県内の残土石埋立に係る技術指導を行うとともに、佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水質監視を継続した。また、養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明調査と浄化対策を協力して行った。
地質環境情報整理事業	地質環境、土地利用、地盤災害等の問題解決の指針とするため、県内の地質環境情報資料を統一的に整理し、地層の液状化、地質汚染、地盤沈下問題に即応できるようにすると同時に、環境災害、資源行政への地質情報サービスを行った。19年度末までに約34,100本の地質柱状図を収集・蓄積した。これらの地質柱状図の片内利用も進んでおり、15年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開を行った。

(イ) プロジェクト研究・共同研究等の取組

14年度に、環境研究センターとしての調査研究活動を充実発展させ円滑に進めるため、環境研究センターにおける調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした「評価運営会議」を設置し、制度化しました。

また、環境研究センターの各研究室が協力して取り組む重点プロジェクトとして「印旛沼をモデルとした特定流域圏における環境改善と再生に関する研究」を中心とした第1期研究活動計画(15年度～19年度)を策定し、15年度から研究活動を着実に進めてきました。

19年度には、第1期研究活動計画の終了に伴い、「地球温暖化対策プロジェクト」を含む第2期研究活動計画(20年度～24年度)を策定しました。

他の機関との共同研究では、国立環境研究所等の政府機関、他自治体との共同調査・研究、また千葉大学、東京大学及び千葉工業大学等の学術機関との共同研究も行っています。

(ウ) 外部研究評価制度による効果的な調査研究の実施

「千葉県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」(15年7月施行)に基づく、外部専門家等による試験研究機関全般の評価(機関評価)及び研究課題の評価(課題評価)結果を受け、研究手法等の変更や研究機関としての運営改善等に反映するよう努めています。

19年度は6～7月に課題評価、8月に機関評価を受けています。

イ 生物多様性センターの設置

県では、20年4月1日に地方自治体としては初めて生物多様性センターを設置しました。

生物多様性センターでは、生物多様性に関する情報の収集・管理・提供、調査研究、政策提言、教育普及や現場指導の実践を行うこととしています(P28「生物多様性センター」参照)。

(3) 研究機関等の情報の提供

ア 環境研究センターからの情報発信

環境研究センターでは、研究に関する情報を

環境研究センター年報やホームページ上で発信しています。

また、環境学習に関する情報は、啓発冊子(センターニュース、ゴミとリサイクル等)の発行、県民向けの公開講座や講師等の派遣、ホームページへの情報掲載等を通じて発信を行っています(P178「拠点づくり」参照)。

イ 生物多様性センターからの情報発信

生物多様性に関する情報については、現在、誰もが参照できるような統計資料等が大変少ない状況にあります。

生物多様性センターでは、生物を中心とした様々な情報を収集・管理し、提供できるよう、生物多様性地理情報システムの構築を進めているところです(P28「生物多様性センター」参照)。

ウ 手賀沼親水広場における環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点として一般県民や地域活動に提供しています。

19年度の利用者数は14万6,878人であり、3年度開設以来の累計利用者数は243万9,577人を数えています。

19年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催しました。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て、隔週日曜日に当日の来場者を対象として、船上見学会等を内容とした「手賀沼ウォッチング」を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介しました。

図表 6-3-8 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数(地域別内訳)(19年度末現在)

地域の市	その他の県内	県外	計
1,638,477人	391,582人	409,518人	2,439,577人
(注)地域の市=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市			

第4節 その他の環境保全対策

1. 千葉地域公害防止計画

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画です。

この制度は昭和45年度にスタートし、20年3月末現在25都道府県31地域で計画を策定しています。

本県における策定の経緯は図表6-4-1のとおりです。

図表6-4-1 本県の公害防止計画の経緯

計画期間	計画名称	策定地域
45～48年度	千葉・市原地域公害防止計画	2市1町
47～48年度	江戸川流域地域公害防止計画	4市1町
49～53年度	千葉臨海地域公害防止計画 (旧計画を統合・拡大)	15市町
54～58年度	千葉臨海地域公害防止計画	15市町
59～63年度	千葉臨海地域公害防止計画	26市町村
元～3年度	千葉地域公害防止計画 (名称変更・地域拡大)	27市町村
4～8年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
9～13年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
14～18年度	千葉地域公害防止計画	23市町
19～22年度	千葉地域公害防止計画	21市

(2) 現千葉地域公害防止計画の概要

現在の千葉地域公害防止計画については、19年10月5日に環境大臣から、21市(前計画から浦安市を除外)の地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市と協力して22年度末を期限とする計画を策定し、20年3月に環境大臣の同意を得ました。

ア 計画期間

19年度から22年度までの4年間

イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域(合計21市)

ウ 計画の目標

大気環境、公共用水域、地下水、騒音に係る各種環境基準

エ 計画の主要課題

- ・大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止
- ・印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁・窒素及び燐による富栄養化の防止
- ・東京湾のCODに係る水質汚濁・窒素及び燐による富栄養化の防止
- ・トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止

オ 公害防止計画事業

計画において、県及び市が主体となって講ずることとした主な公害対策事業は図表6-4-2のとおりで、要する経費は約2,642億円と見込まれています。

また、事業者が事業活動による公害を防止するために講ずる措置に要する経費は、約552億円と見込まれます。

図表6-4-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業

(19～22年度)

事業名	内容
下水道整備	増加処理人口250千人
廃棄物処理整備	(処理能力) (事業実施団体数)
ごみ処理施設	2,121t/日 (2市等)
粗大ごみ処理施設	102t/日 (1市)
し尿処理施設	56kL/日 (1市)
リサイクルセンター	62t/日 (2市)
ストックヤード	8,430㎡ (1市)
監視測定体制整備	監視測定機器の整備等
公害防止調査研究	有害大気汚染物質調査等
公園緑地等整備	県立公園整備事業等
交通対策	交差点改良, 交差点立体化, 道路整備等
地盤沈下対策	河川流量調整

2. 公害防止協定

(1) 千葉臨海地域の公害防止協定

ア 制度の概要

(ア) 構成

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結しています。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっています。

(イ) 経緯

昭和43年11月に東京電力㈱と公害防止協定を締結した（昭和49年に改正）のをはじめとして、20年9月末現在、千葉臨海地域に進出している主要企業53社62工場との間で協定を締結しています。

イ 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めています。

ウ 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を定めて締結しており、現在の細目協定は17年1月20日付けで更新されています。

(ア) 適用期間

17年4月1日から22年3月31日まで

(イ) 協定の内容

a 大気汚染の防止

(a) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについて工場ごとの排出総量の基準等を定めています。

(b) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めています。

b 水質汚濁の防止

(a) COD等については濃度及び負荷量の基準を定めています。

(b) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて濃度及び負荷量の基準を定めています。

(c) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めています。

c その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を定めているほか、温室効果ガスの排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めています。

エ 公害防止協定の取組について

法令よりも厳しい基準を盛り込んだ公害防止協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を上げてきました。

しかし、17年2月以降4工場において排水の水質測定結果を協定値以下に書き換えるなどの協定違反が相次いで判明したことから、企業の社会的責任を十分再認識して企業経営に当たるとともに、再発防止と抜本的な対策をとるよう強く指示しています。

(2) かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業と締結している公害防止協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結することとしています。

6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのをはじめとして、20年9月末現在、21事業所との間で協定を締結しています。

今後かずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定です。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりです。

ア 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的を定めています。

イ 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理等、事業所が実施すべき環境活動について定めています。

ウ 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めています。

エ 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等について、定めています。

3. 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は（社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

4. 公害紛争・公害苦情の処理

(1) 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は13名の委員で構成されており、昭和46年3月の設置以来20年3月末までに60件の調停事件の処理に当たりました。

19年度は、前年度から継続している調停事件3件と新たに金属加工場騒音公害にかかる調停事件1件（参加申立て1件）の計4件（参加申立て1件）について手続が進められました。

このうち道路振動公害に係る調停事件が終結し、残り計3件（参加申立て1件）は翌年度も引き続き調停が行われることになりました。

20年度は、新たに1件（参加申立て1件）の調停申請があり、20年9月末現在、調停事件4件（参加申立て2件）について手続を進めています。

(2) 公害苦情相談

ア 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により、県及び13市町に設置されています。

20年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各県民センター・県民センター事務所に45名を、また市町村では98名を置いています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で121名、市町村で466名が担当者として苦情の相談に応じています。

イ 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は図表6-4-3のとおりであり、19年度の新規受理件数は5,113件（県388件、市町村4,725件）です。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで騒音に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の3分の2を占めています。（図表6-4-3）

また、苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却（野焼き）1,348件、廃棄物投棄792件、工事・建設作業451件などとなっています。

図表 6-4-3 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

年度 種類別	17		18		19	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	3,127	61.2	3,290	62.2	3,188	62.4
大気汚染	1,499	29.3	1,601	30.3	1,420	27.8
水質汚濁	195	3.8	178	3.4	194	3.8
土壌汚染	12	0.3	8	0.1	9	0.2
騒音	677	13.3	693	13.1	737	14.4
振動	108	2.1	141	2.7	103	2.0
地盤沈下	1	0.0	1	0.0	3	0.1
悪臭	635	12.4	668	12.6	722	14.1
典型7公害以外	1,985	38.8	2,001	37.8	1,925	37.6
計	5,112	100.0	5,291	100.0	5,113	100.0

5. 環境犯罪の取締り

(1) 廃棄物事犯

ア 廃棄物事犯の傾向と対策

本県は、一時期、近隣都県からの越境ゴミが集中的に持ち込まれ、全国の約4割に相当する産業廃棄物が不法投棄される状況にありましたが、行政機関による指導及びこれと並行した強力な取締りにより、大規模な不法投棄事犯は影をひそめました。

しかしながら、産業廃棄物の処分代金を浮かせるため不適正処理する事業者は後を絶たず、小規模かつゲリラ的な、いわゆる捨て逃げ型の不法投棄事犯や自社処理あるいはリサイクルを仮装した脱法的事犯は依然として行われており、その手口はますます悪質・巧妙化しています。

加えて、家庭ゴミのほか、廃家電製品や粗大ゴミ等一般廃棄物の不法投棄事犯が増加傾向にあります。

このような県内の環境犯罪情勢を踏まえ、諸事犯的的確な対応による早期解決を図り、環境破壊につながる事犯の拡大防止に努めるとともに、

- (ア) 地域の生活環境を著しく破壊する事犯
- (イ) 行政の指導を無視して行われる事犯
- (ウ) 暴力団の関与する事犯

等の悪質な廃棄物事犯を重点に取締りを推進しています。

イ 取締り状況

19年中に検挙した事件の主な事例は次のとおりです。

(ア) 1都5県に及ぶ400の豆腐製造業者から処分受託した、産業廃棄物である「おから」を堆肥名目で木材チップと混ぜて発酵堆積させ、付近に悪臭、汚水等の被害を与えていた堆肥製造業者2人を含む30業者46人を廃棄物処理法違反（無許可処分業、委託等）で検挙した。

(イ) 圏央道建設予定地で伐採作業等を行っていた業者が、同予定地6か所に、伐採し

た木くず等の産業廃棄物を大量に埋め立て不法投棄した事件で、伐採業者等3業者9人を廃棄物処理法違反（不法投棄）で検挙した。

(ウ) 「硫酸ピッチ再資源化の研究」と称して、工業団地内に借り受けた倉庫に硫酸ピッチ入りドラム缶2,038本を不適正に保管していた事件で、不適正保管者を含む3業者5人を廃棄物処理法違反（指定有害廃棄物保管、無許可収集運搬業）で検挙した。

図表 6-4-4 廃棄物事件の検挙状況

		平成19年検挙件数		
		種別	件数	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	産業廃棄物事犯	無許可処理業	15	
		不法投棄	74	
		不法焼却	45	
		委託違反	48	
		その他	71	
	一般廃棄物事犯	不法投棄	165	
		その他	7	
	計			425

(2) その他の環境事犯（水質汚濁防止法違反）の取締り状況

ア 排水水を公共用水域である東京湾海域に排水する特定施設を有する事業所において、特定排水水の化学的酸素要求量、窒素・りん含有量に関する汚濁負荷量の測定結果が記載されていた汚濁負荷量測定記録表の排水量の数値を書き換えて虚偽の記録及び未記録の2事件で、虚偽の記録をした1業者2人及び未記録の1業者1人を検挙した。

イ 食品製造に係る業者が、基準値を超過する排水水を河川に排出した事件で、3業者5人を水質汚濁防止法違反（排出基準）で検挙した。

(3) 海上環境事犯

ア 海洋汚染発生状況

19年の東京湾内の千葉県沿岸部における海洋汚染の発生状況は、8件であり、18年の10件から2件減少しています。

汚染の内訳は、

- ・ 油による汚染 3件
- ・ 工場排水による汚染 2件
- ・ 廃棄物の不法投棄 1件
- ・ 赤潮・青潮 2件

でした。

千葉海上保安部及び木更津海上保安署では海上環境事犯の取締り及び情報収集を実施するとともに、海洋環境保全思想の普及のために一般市民、小中学生を対象に啓発活動を実施しています。

イ 取締り状況

19年の取締り状況は図表6-4-5のとおりで、主な検挙事例は次のとおりです。

- (ア) 漁業者が地先海域に死魚約1tを不法に投棄した事件で漁業者7名、1法人を検挙した。
- (イ) 生コンクリート製造会社の工場長が排水基準の水素イオン濃度、化学的酸素要求量を超える工場排水を港内に排出した事件で、工場長及び1法人を検挙した。

図表 6-4-5 海上環境事犯の検挙状況

法令態様別	平成19年検挙件数	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	油類排出	3
	廃棄物排出	0
	その他	1
	小計	4
水質汚濁防止法違反	排出基準違反	1
	その他	0
	小計	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	廃棄物投棄	1
	その他	0
	小計	1
港則法違反	脱落防止	1
	小計	1
計		7

6. 公害健康被害補償予防制度

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償予防制度

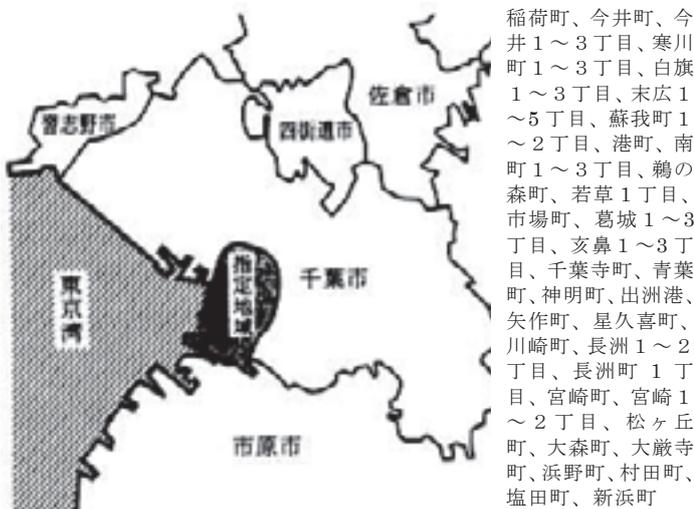
ア 補償予防制度の経緯

公害健康被害者に対し、損害を補填するための補償給付を行うと共に、健康被害者の福祉に必要な事業を実施することにより、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、昭和 48 年に公害健康被害補償法が制定され、健康被害発生区域（第一種地域、第二種地域）の指定、補償給付の種類、健康被害者の認定、健康被害によって失われた健康を回復させる福祉事業、これらに必要な費用の負担等が定められました。

この法律は、健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきましたが、その後の大気汚染防止対策の進展等により制度を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、昭和 62 年 9 月に改正が行われ、法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償法」という。）に改められました。

昭和 63 年 3 月 1 日の補償法及び同法施行令の施行により、第一種地域の指定は全面解除され、同日以降は新たな患者の認定は行われず、既に認定された患者への補償の継続と健康被害の予防に重点を置いた施策が展開されています。

図表 6-4-6 補償法による指定地域(旧第一種地域)



イ 千葉県における状況

千葉県では、第一種地域として千葉市の一部(図表 6-4-6)が指定されていましたが、前記の指定解除により、現在、新たな患者の認定は行われていません。

千葉市における認定状況は、図表 6-4-7 のとおりであり、20 年 3 月末現在の認定患者数は、334 人であり、19 年度に支給された補償給付の総額は約 4 億 3,800 万円となっています。

また、被害者の健康回復を図るため転地療養、訪問指導などの公害保健福祉事業が実施されています。

(2) 千葉市公害健康被害救済補償事業

千葉市では、補償法に基づく補償を補完・充実するため、昭和 51 年 1 月に「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、(財)千葉県公害協力防止財団の協力を得て、県内のばい煙等の排出企業からの拠出金に基づき、次の市独自の補償事業を実施しています。

- ① 「千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」(昭和 47 年 7 月施行、補償法による地域指定を受け昭和 49 年 11 月廃止)による認定患者で、補償法適用前に指定地域外へ転出したため、法の適用を受けられない者に対する法と同様の補償
- ② 補償法及び要綱による認定患者に遺族補償金等を支給することにより、法律による補償内容をさらに補完・充実

19 年度に支給された補償給付の額は約 985 万円となっています。

図表 6-4-7 認定状況(20 年 3 月現在)(人)

認定審査状況	審査件数	1,163(32)
	認定	1,077(29)
認定失効者	否認定	86(3)
	死亡	443(8)
	治癒届出等	31(-)
	否認更新	97(10)
	更新申請せず	179(5)
	転出	7(2)
他地域からの転入		14(-)
被認定患者		334(4)

() の数字は要綱による数(外数)

7. 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特長を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

19年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

(1) 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています（図表 6-4-8）。

図表 6-4-8 市町村の公害監視測定箇所数

	測定市町村	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	28	119	172	291
水質汚染関係	35	0	1,404	1,404
騒音関係	26	19	318	337
振動関係	20	0	114	114

(2) 公害防止協定

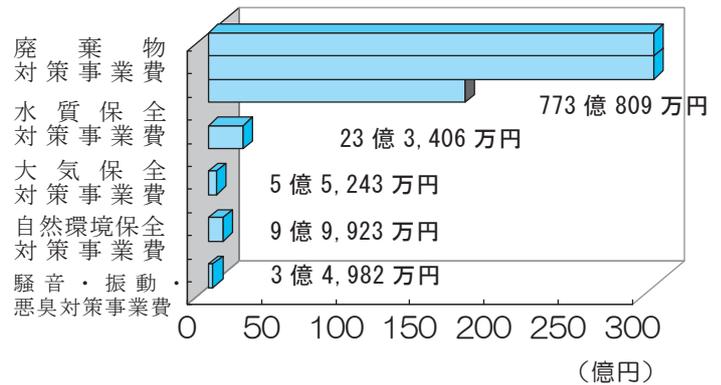
現在、33市町において、総数 801 企業との間で公害防止協定を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市（225 社）、柏市（103 社）、市川市（71 社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（167 社）、食料品（71 社）、化学（66 社）等が多くなっています。

(3) 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています（図表 6-4-9）。

図 6-4-9 市町村における主な事業別予算



(4) 融資・助成制度

現在、千葉市ほか 10 市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しています。

融資・助成制度が設けられている市は次のとおりです。

- ・千葉市、松戸市、野田市、茂原市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

(5) 公害苦情相談

19年度において市町村が新規に受理した苦情件数は 4,725 件です。

苦情件数のうち典型 7 公害に関する苦情は 3,006 件で、その内訳は、大気汚染 1,355 件、騒音 729 件、悪臭 660 件等となっています。

また、典型 7 公害以外は 1,719 件となっています。

(6) 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

19年度は、28 市町村で 215 項目について実施されましたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係 78 項目、大気汚染関係 53 項目、土壌汚染関係 39 項目、騒音関係 19 項目、振動関係 15 項目となっています。

なお、20年度は 29 市町村で 222 項目の調査研究が予定されています。